

令和4年
6月 舟橋村議会定例会会議録（第2号）

令和4年6月13日（月曜日）

議 事 日 程

令和4年6月13日 午前10時00分 開議

- 日程第1 村政一般に対する質問並びに議案第15号から議案第18号まで
（一般質問・質疑、常任委員会付託）
- 日程第2 陳情について
（常任委員会付託）
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（6名）

- 1番 古川元規君
2番 良峯喜久男君
3番 加藤智恵子君
4番 （欠員）
5番 森弘秋君
6番 竹島貴行君
7番 前原英石君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職・氏名

- 村 長 古越邦男君
教 育 長 早川誠一君
総 務 課 長 松本良樹君
生活環境課長 田中勝君

会 計 管 理 者 林 輝 君
代 表 監 査 委 員 川 崎 正 夫 君

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 松 本 良 樹
事 務 局 係 長 喜 田 義 樹

午前10時00分 開議

○議長（森 弘秋君） ただいまの出席議員数は6人です。定足数に達しておりますので、令和4年6月舟橋村議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案第15号から議案第18号まで

○議長（森 弘秋君） 日程第1 議案第15号 舟橋村各種委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例一部改正の件から議案第18号 令和4年度舟橋村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）まで、4件を一括議題とします。

（一般質問及び質疑）

○議長（森 弘秋君） これより、村政一般に対する質問並びに提出案件に対する質疑を行います。

通告順に発言を許します。

6番 竹島貴行君。

○6番（竹島貴行君） おはようございます。6番竹島貴行です。

私は今回4つの質問通告をしております。これから順次通告した質問をさせていただきますが、この議会を傍聴されている傍聴席及びネットで視聴されている村民の皆さんに対し、分かりやすい質疑をしたいと願いますので、村長及び担当課長には、質問に対し分かりやすく答弁をお願いいたします。

それでは、質問を始めます。傍聴されている村民の皆さんには釈迦に説法かと存じますが、自治体である舟橋村について、私が思い描いている基本的な考えを述べさせていただきます。

まず、我々が生活する日本は、独裁者が君臨する専制主義国家ではありません。国民主権の民主主義国家です。そして、日本の自治体としての舟橋村は、当然のことですが、民主主義を前提とした村民主権の村です。そして、村民の意思や要望、考えが行政に反映され、村民が住みやすいと思える村、住んでよかったと思える村づくりを政策として具現化させていく責任を村民から託されているのが自治体における村長や議員です。

二元代表制の下、行政の長としての村長や議会人としての議員は、村民の代表として選挙により選ばれ、私も選挙で村民の皆さんから貴重な票をいただき、この場で議員として質問に臨んでおります。

結論として私が申し上げたいのは、村長も議員も村民の代表であり、村民から託された意思や要望に基づいた村づくりを成果として具現化する責任を担っているということです。時には、村長だから偉い人だ、議員だから偉い人だという話を聞くこともありますが、とんでもない話であります。村長も議員も村民の代表として託された責任を担っているだけの存在です。責任が果たせなければ、単なる無責任な人でしかありません。

舟橋村は全村民のためのものであり、一部の村民だけのものではありません。ですから、村民が主役の、村民の村民による、村民が住みやすい、住んでよかったと思える舟橋村独自の村づくりが村民の権利として認められています。だから「自治体」と呼ばれるのだと私は考えています。

半世紀ほどの行政経験豊富な村長は、この私の考えについてどう思われるのか。1番目の質問としてご教授を願います。

2番目の質問として、待機児童問題や保育行政への村長の責任を問うと事前通告しておりましたが、議会初日の議案提案理由説明で村長から待機児童問題は解消したと話を聞き、拍子抜けした感が否めませんでした。これまで多くの村民の皆さんにご心労とご心配をおかけしたことを議員としておわび申し上げます。また、この問題が本当に解消したのか、村民の皆さんとともに確認していく必要がありますが、今後の安心につなげたいと願い、質問をします。

まず、来年4月に子どもの保育入所の申込みをするため役場窓口へ来られた村民に、窓口担当者から、入所は抽せんになるかもしれないと告げられたという話を聞きましたが、この点について、担当課長に事実かどうかを含めて、窓口対応はどうなっているのかをお尋ねします。

次に、これまで子育てに優しい舟橋村を内外にアピールし、舟橋村の子どもは舟橋村で受け入れることを前提に保育行政を推し進めてきたと私は認識しています。

ところが、舟橋村として地方創生における人口ビジョンを作成し、総合計画の中で緩やかな人口増を政策戦略として遂行してきましたが、議会に事前相談もなく宅地開発を前村長が認めたことで、設定していた人口計画指標KPIを上回る移住が促進されたことに伴い、保育所への入所希望も増えました。

そして、待機児童問題が持ち上がりました。最初は小規模保育等の対策で何とか一時しのぎを行い、本年度より保育所を2園体制にして、入所受入れ定員を増員しました。しかし、想定以上の入所希望を若い世代の皆さんからいただき、受入れ体制が整わない問題も露呈したことから、村民の皆さんに待機児童問題としてご心配とご迷惑をおかけしてしまいました。これは舟橋村の行政責任であり、村長の責任だと私は考えております。

しかし、6日の議会本会議で、村長から議案提案理由説明の中で、待機児童問題は解消するめどが立ったということが述べられ、当問題を事前に質問通告していた私としては、はしごを外された感があります。しかし、待機児童問題が解消されたということは喜ばしいことです。この結果を成果として導いた関係者のご苦勞をねぎらいたいと思います。

しかし、保育行政は村の責任であり、今回の待機児童問題の解消が急場しのぎでないことを祈るばかりです。お子さんを預け入れされる保護者の皆さんが安心できる保育事業が展開されるよう、そして舟橋村認定こども園と舟橋村すきっぷ園の2つの保育事業者が村に対して行ったプロポーザルを約束事として履行されること、これを村長及び担当部署は責任を持って監理することを要望しておきます。

この点についての見解を2つ目の質問として、村長に答弁をお願いします。

次に、3つ目の質問ですが、村長は新たな宅地開発は行わないと言っていたことを覆し、私の3月議会一般質問において、東芦原地区で新たな宅地開発を承認したことを述べられました。その真意として、将来の人口増を見据えてという答弁をされましたが、団地の概要について、議会へは何ら説明もなされていませんでした。そして、6月議会初日の全員協議会での議案説明資料に、宅地27区画と公園から成る区画図が配付され、概要は理解しましたが、資料を配付されただけです。

日本一小さい舟橋村で宅地開発を行えば行政運営に大きな影響があることは、これまでの経緯から村長は理解しておられたと思っています。これまでと同じ轍を踏まないためにも、これからの舟橋村をどう展開し、地方創生をどう推進していくのか。総合計画の見直しや新たな人口ビジョンの検討が必要だと考えます。村長の見解をお聞きします。

4つ目の質問です。

村長の就任から不祥事が頻発したことを受け、村長は議会に対し不祥事要因を突き止め、かつ、後の村政で過ちを繰り返さないため第三者委員会を設けたいと申入れをされ

ました。そして、本年度予算に委員会費として131万5,000円を計上され、議会は認めました。

その際の協議会で、議会は第三者委員会を認める条件を幾つか出しました。改めて第三者委員会の「第三者」という概念について、村長の見解をお聞きします。

よろしく願いいたします。

○議長（森 弘秋君） 生活環境課長 田中 勝君。

○生活環境課長（田中 勝君） 私のほうから、6番竹島議員の待機児童問題についての質問にお答えいたします。

議員ご指摘の保育所入所に係る「抽せん」という言葉の件につきましては、昨年10月時点で令和4年4月の受入れの0歳児見込数が、転入された人を含めて31名となり、例年の入所平均数である30名を超えたため、担当者としては、受入れできない可能性も含めて「抽せん」という言葉を使ってしまったと聞いております。

子育てに力を入れている当村に来ていただいて、いきなり抽せん外れたら、どうすればよいのかと不安に思われたことと思います。保護者の方に対して大変悲しい思いをさせて、申し訳ございませんでした。

村長の提案理由で申し上げましたが、令和4年の今年度においては、出生者数46名と転入していただいた方5名の51名におきましては、保護者の方の育児休業延長のご協力により、待機児童が発生しない状況であります。

去る5月30日に、育児休業をお願いした方々に書類を届けさせていただきました。そのときに、必ず1歳になられたら預かれますよう努力しますとお約束をさせていただきました。その約束を守るため、また0歳児以外の転入者のお子さんにおいても保育できるよう努めてまいりますので、議員のご理解とご協力をお願い申し上げまして、答弁といたします。

○議長（森 弘秋君） 村長 古越邦男君。

○村長（古越邦男君） 竹島議員さんの、村長及び議会の職責についてのご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

地方自治法におきましては、市町村長は、独任制かつ市町村の執行機関の責任者であり、その市町村の保健福祉や環境、教育、文化などの行政事務を管理・執行し、また予算の調整や条例の制定、条例の改正案を議会に提出できるほか、税金の徴収、公の施設の設置・管理、廃止などの権限を有するものとされております。

一方、議会は、条例の制定、改廃、予算の決定、決算の認定、主要な契約の締結などを決定する議決権を有しております。その議決権を行使することにより、自治体の運営の基本的な方針を決定し、その執行を監視し評価する。議会は、政策決定の機能と執行機関の監視・評価の機能を有するものと解しております。

竹島議員がおっしゃったことと、私は全く同じだというふうに考えております。

とはいえ、最も重要なことは、村民の安全・安心を守り、舟橋村に住んでよかったと幸せを感じていただけるよう、知恵を出し、そして汗をかくことが大変必要だというふうに思っております。

よく、長と議会は車の両輪だと言われることがあります。お互いそれぞれの政策を出し合い、協議し合って、より一層村民の満足度を高めるよう切磋琢磨していく必要があると考えています。

以上、職責についてのご質問にお答えをさせていただきます。

それでは、議員の保育行政の質問にお答えをさせていただきます。

提案理由で申し上げましたとおり、こども園やすきっぷ園に対しまして、一人でも多くのお子さんを預かれるように切に要望してまいりました。また、多少予算をかけても子どもを預かれる環境づくりを模索してまいりました。一方、議員ご要望で第3の保育所の提案も承知しておりますが、諸条件を考慮した結果、現実的ではないとの考えに至りました。

今後は、前に申し上げましたとおり、育児休業延長にご協力をいただいた保護者のお子さんを4月に必ず保育できる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。村といたしましても、子育て環境に優しい政策に取り組んでまいりました。そのため、リラフォートを建設し、そこに住んでいただいて村のよさを実感していただき、家を建てたり、移り住んだりしていただくアプローチに取り組んでおります。それらを含め、子育て世帯を含めた人口増となったものと認識しております。

ただ、想定を上回る出生数となったため、保護者の方には大変ご心配をおかけいたしました。今後も想定を超える急激な人口増となることがあった場合には、目を配り、保育所、小学校、中学校がよい環境で保育や教育が行えるように努めてまいりますので、議員のご理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

続きまして、宅地開発のご質問にお答えをいたします。

東芦原地区で26区画の宅地造成の認可が、6月の初めに県知事から申請者に届いた

と聞いております。当初はこの計画の2倍の計画でございましたが、村のインフラ状況を考慮していただき、今回の申請に至ったというふうに聞いております。

村で宅地造成を行う場合、農地から宅地への許可申請がなされる場合がほとんどで、その手続には農業振興地域からの除外と農地転用の2つの手続が必要となっております。

農業振興地域からの除外手続は、農業振興地域整備促進協議会において事業の妥当性などを審議し、その結果を基に県に進達し、許可を得ます。農地転用につきましては、村の農業委員会を経て県が許可を出すため、村長に許可の権限はございません。

村としては、あくまで協議会や委員会の審査に基づき、法的に問題がなければ県に進達する必要があるため、3月議会では、今後の舟橋村が伸びていくため、人口増を図っていくため必要だという判断をして許可をしたと答弁させていただいたところでございます。

また、昨年9月議会の産業厚生常任委員会においては、第2期の人口ビジョン、それから今後の人口を推計すると、恐らく数年後には減少していくふうにも考えられる。長期的に村が発展していくためにも、人口を維持するためにも、出生率の向上とともに若い世代の方々の転入ということは当然必要になってくるものだろうと考えていると答弁させていただき、若い世代の転入の重要性をお話しさせていただきました。

今後も急激な人口増加は既存の施設の許容範囲を超え、問題になりますが、村の総合戦略にうたう緩やかな人口増加は必要と考えております。また、令和元年に完成しましたリラフォートふなはしの住民の受皿として、住宅は必要でございます。本来であれば空き家に目を向け、改修して住んでいただくことが一番よいことではございますが、その受皿となるべき空き家登録バンクの登録数は、今現在ゼロであります。そのようなことから、宅地開発は必要と今現在考えております。

今後は、開発業者の計画を早期に把握し、人口の増加に対応できるように関係機関ともしっかり協議していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、第三者委員会についてお答えをさせていただきます。

今年度に立ち上げました2つの第三者調査委員会、すなわち舟橋村パワーハラスメント事案に関する第三者調査委員会と舟橋村地方創生事業の検証に関する第三者調査委員会でございます。

まず、いずれの調査委員会におきましても、専門的な知見を持つ第三者によりまして、公正かつ中立的な観点から、客観的な事実関係のみに基づき調査した上での審議をお願いしていることを申し上げたいと存じます。

パワーハラスメント事案につきましては、複数の女性職員に対して長期間にわたりハラスメントを行ったとして、昨年2月に懲戒処分をしました事案はもとより、その他のパワーハラスメントに該当する行為、またはこれに類似する、いわゆる職場のいじめについても幅広く調査・解明するとともに、今後舟橋村職員の心身の健康が損なわれることがないように、その防止策についてもご提言をいただき、舟橋村政の健全な遂行に資する、ひいては村民の皆さんへの貢献度を高めていくことを目的としております。

調査委員会におきましては、8月をめどに報告書を提出していただける予定と聞いておりますので、その後は、私が強いリーダーシップを持ちまして、職員の資質向上と明るくはつらつとした職場づくりに努めてまいりたいと考えております。

地方創生事業の検証につきましては、昨年1月に議会地方創生特別委員会からの政策提言書でもご指摘いただきました、多額の事業費を投じた半面、村民には事業効果が感じられないなどのご指摘を受け、平成28年度から令和2年度まで舟橋村が実施してまいりました第1期舟橋村地方創生事業につきまして、地方行財政等に関する専門的な知見を持つ第三者により構成される調査委員会におきまして、村民の皆さんの認知度や事業効果への評価に関する調査を含めて、客観的な検証等を行っていただくものでございます。

この検証結果を踏まえ、今後の舟橋村における施策や事業展開に当たっては、より高い事業効果を村民の皆さんにお届けできるように努めてまいる所存でございますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（森 弘秋君） 竹島貴行君。

○6番（竹島貴行君） ただいま私の質問に対して答弁をいただきましたが、どうも私としては、教科書に書いてある当たり前のことをたらたらと述べられたという印象が拭えません。ここは議会ですから、再質問において、きちっと村長の意見、思いを述べていただきたいと私は思っています。

答弁におきまして、担当課長が書いた原稿を読んでいるだけでは、これは本来の議会の姿ではないというふうに私は思っております。よろしく申し上げます。

それで、村長や議員の職責につきましては、教科書には、村長が述べられたとおりの

ことが書いてあります。そういうことは重々承知しております。しかし、その基本は何かということ。どんな仕事にも、その仕事に応じた趣旨、目的という基本があります。基本をおろそかにすると仕事もおろそかになり、成果も出せません。

村長は、村民の代表として村民の要望や意思を酌み取り、政策という手段を用いて行政を引っ張り、村民が望む村を具現化していく責任があります。

役場は、村民にとって役に立つ場でなければ、存在価値はありません。そこに働く職員は、村民のために働ける人が公務員という身分や待遇が保証されます。

議員は、村民の代表として行政を監視、チェックするとともに、村民の意思や要望を行政側に伝え、政策に反映させる責任、そして二元代表制の観点から、大きな権力を持つ村長の暴走を食い止める責任があります。

この単純な仕組みを基本として村民の皆さんに認識していただき、私は議員の責任を果たしたいと考えています。再質問として、村長は自分の責任をどう考えているか、再度考えをお聞きします。

次、2番目の質問に対して、担当課長は窓口対応について述べられました。

窓口対応というのは、これは村民に対する村の方針を伝える、そういう場です。それがころころ変わっては、これはどうしようもない。そこに来られた村民はどういうふうに感じるでしょうか。要は、村がそういう方針の下に対応されたというふうになります。

これは行き違いがあったというふうな、そういう担当課長の答弁でありましたが、これは管理職としてやはりその組織を管理する立場にありますから、そういうことがないように、その窓口で村民に不安を与えるような、そういう言動がないよう、しっかりと管理をしていただきたいというふうにと考えるところであります。

また、今回待機児童問題が大きくクローズアップされたことを踏まえて、同じような問題を今後生じさせないよう、私はここで村長に決意表明をしていただきたい。そして、村民に約束してほしいと思います。

この約束を村長にさせていただけるかどうかを再質問いたします。

3番目の質問、団地の開発についてであります。

先ほど村長の口から26区画という、そういう話がありました。たしか私たちがもらった資料には28区画に等分されて、その一つが児童公園か何かに充てられていた。それで、27区画じゃないかというふうに思っておりました。それが26区画であるとい

うことは、また変更があったのかなというふうに思います。

これが、村長の独断専行で宅地開発を認めるということがあってはいけないと私は思っています。なぜなら、議会にも村政を決める権限と責任があるからであります。村民のために責任ある丁寧な村づくりを行う上で、議会を軽視することなく、村長は議会との連携が必要不可欠である。そのことを認識してほしいと思います。

村づくりの責任は、いや応なく、最終的には村の主権者である村民の皆さんがかぶることになります。そうならないように、村長と議員は責任を果たさなければなりません。そのための適切な情報発信と丁寧な説明を村民の皆さんに行い、村民の皆さんに理解と協力が得られるよう頑張らなければならないと思っております。その点を、村長の見解を再質問いたします。

最後、第三者委員会についてであります。

この第三者委員会の事の経緯は、村長から、全員協議会の席上、第三者委員会を設置して一連の不祥事要因を究明したいと議会へ申出がありました。議会としても、舟橋村で起きた不祥事として、これは全国へメディアが放送いたしました。この異常な事態を要因究明し、実態を村民の皆さんに説明が必要と判断したと私は思っています。

第三者委員会は、活動経費として、先ほど申し上げましたが、131万5,000円、本年度予算に計上されております。本来ならあり得ない、貴重な村の公金です。

その全員協議会で当局から出された説明では、第三者委員会を政策参与に取り仕切らせたいという話でしたが、政策参与は当事者側の人であり、第三者委員会を取り仕切るには不適切であると議会は考えて、その案を拒否しました。それを受け当局側も、政策参与には、調査に加わらせず、委員会で出した結論の最終的な取りまとめをしていただくということで議会へ了承を求められ、そこで話は終わっております。

議会が考えている第三者委員会の「第三者」とは、当局を含め、不祥事に関わった当事者以外の人で、不祥事に直接関係のない人です。政策参与は、村長が任命し就任された方で、いわば当事者側の人です。政策参与は誠実な人であることはもちろん承知しておりますが、政策参与が主導する調査は、村長にとって都合のよい資料がつけられるという疑念が生じ、第三者委員会として村へ適正な報告がなされない可能性があるという疑念も生じます。

また、第三者委員会の委員には村民を人選しないようにという話もしています。ここで誤解のないように申し上げますが、村民の皆さんを疑うということでは決してありま

せん。第三者委員会としての中立性、これは先ほど村長が答弁でも述べられましたが、中立性を担保しなければ、公金を使って委員会を設ける意味はなくなってしまうと考えたからであります。舟橋村という日本一小さく狭い地域性から、村内の人間関係がどう絡み合っているのか分からない中で、当事者側と委員の関係性を排除し、第三者としての中立性を確保する必要があると考えたからです。

その上で、第三者としての適切な人選を強く申し入れました。しかし、この期待は簡単に裏切られ、全員協議会が終わった後、村長は自ら政策参与に、第三者委員会を取り仕切り、不祥事調査を行うよう指示をしたと聞いています。

議会との話し合いは何だったのか。議会軽視も甚だしい行為であり、村民をも裏切る行為です。

当の政策参与は、村長の指示により、不祥事に関係したと思われる職員や退職した職員、そして村民にも「調査」と称して話を聞いておられます。そして、役場の書類も資料として収集し、調査をされていると聞いています。

第三者委員会の委員に6名の方々が任命されましたが、その肩書は申し分のない人たちばかりであります。選任された6名の委員の半分に当たる3名は、村の顧問弁護士と村民の方であります。村長と議会が話し合ったことと実際行われていることは異なる現実があります。

第三者委員会に支払われる報酬は単純に1人当たり20万円強となりますが、委員会が実際にどのように行われているのかを知らされてはおりません。そして、当事者側である政策参与が調査した不祥事についての資料がどのように扱われ、第三者委員会がどのように運営されているのか、村民への説明も含め、村長に再質問いたします。よろしくをお願いします。

○議長（森 弘秋君） 村長 古越邦男君。

○村長（古越邦男君） 竹島議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

1番目の再質問でございますが、先ほども申し上げましたとおり、住民の方が安心して暮らせる村づくりをしていくということが最大の職責というふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

2番目の待機児童を発生させないようにとのことでございます。

最大限の、今後とも取組をしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

宅地開発につきましては、十分これからも状況を把握しつつ、急激な増加にならないような取組をしてみたいと思いますので、よろしくご協力のほどをお願いしたいと思います。

また、第三者委員会につきましては、それぞれの先生方の中で今現在取組をしておられますので、その内容を十二分に審議していただいて、これからの村づくりに取組をしてみたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどを賜りまして、答弁とさせていただきます。

○議長（森 弘秋君） 竹島貴行君。

○6番（竹島貴行君） 再質問に対して村長の答弁、これは、私は村長が私たちに今後の取組について決意表明と約束をしていただいたというふうに捉えてよろしいでしょうか。

この待機児童問題も今後は起こさないという村長の決意表明がなされたというふうに、私は今の答弁で感じております。議員の皆さんは、どういうふうに聞かれたでしょうか。

あと、第三者委員会につきましては、この内容につきましてどうなのか。ここに監査委員会の代表監査委員・川崎さんも列席されておりますので、今後支払われる報酬についても監査対象になっていくんだらうというふうに私は思いますが、これは代表監査委員と相談の上、検討していきたいというふうに考えております。

申し上げたとおり、やはりその中立性を第三者委員会が担保できるかという大きな問題があります。これを心配して議会では、そのことがないようにという願いをしてきたわけではありますが、実際行われていることは、これは現実、ちょっと違うんじゃないかというふうに感じております。

感じているのは私だけじゃないと思いますが、この貴重な村のお金を使って、村の起こった不祥事を要因究明していくという、そういうことで、村として恥ずかしいことではありますが、今後の村政をやっていく上で必要なことだというふうに議会も同意したと思います。

その中で、やり方がまずいというふうに断定できれば、この予算の執行を停止するというのも、そういう覚悟を持っているということを申し上げておきたいと思います。

そういう意味で、その第三者委員会、これはどういうふうに関示されていくのか。これは村民の皆さんにしっかりと情報開示されるべきと思いますが、その点、村長、最後の質問として答弁をお願いします。

○議長（森 弘秋君） 村長 古越邦男君。

○村長（古越邦男君） 竹島議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

パワーハラスメントにつきましては、個人情報等々もございますので、可能な範囲だけで中間報告等をさせていただくというふうに今考えております。

以上でございます。

○議長（森 弘秋君） 竹島貴行君。

○6番（竹島貴行君） 今の答弁におきまして、私は個人情報を開示しろと言っているのではないんです。第三者委員会がどのように調査を進められて、本当に適切な原因究明がなされる。その過程を村民の皆さんに開示すべきだと言っているんであります。

その点、ちょっと誤解されているようでありますので、再度答弁を求めます。

○議長（森 弘秋君） 村長 古越邦男君。

○村長（古越邦男君） 中間報告はさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（森 弘秋君） 3番 加藤智恵子君。

○3番（加藤智恵子君） 3番加藤智恵子です。よろしく申し上げます。

私からは、待機児童の対応について、古越村長の今後の方針をお伺いします。

その前に、子育て世代の転入の、移住の経緯を少しお話しさせていただきたいと思えます。

1986年（昭和61年）頃、舟橋小学校新入生が8人となり、舟橋村の存続に危機感を持った当時の松田村長は、人口増対策として国や県に積極的な働きかけを行い、昭和63年に、全国初となる市街化調整区域からの規制除外を実現されました。

そのため、水田を埋め立てて宅地にすることが可能になり、1989年以降、村営の東芦原団地（計75区画）など、住宅団地が次々と造られてきました。

人口もぐんぐん伸び、90年の1,371人が2010年には2,967人にまで拡大しました。子どもの数も増え、1990年に101人だった小学生は、2010年には285人に、中学生は53人から109人に増えました。

2012年、金森村長は、舟橋村は山間部にある村とは違って、富山市という地方都市に近いという地理的特徴があり、それでいて地価が安いから人が集まったと話しておられます。また、高齢化社会になり、誰もが将来を若い人に支えてもらわないといけない。だから、子どもが育ちやすい環境をみんなで作くり、みんなが子育てを支える子育て共助、それが原則だと思えますと言っておられます。さらに、もともと舟橋村には、

村で生まれた子どもたちを自分たちで育てるという思いがあり、昭和、平成の大合併を拒んでおります。伝統的に自立心が強いんですと述べておられます。

歴代の村長は、このように子育て世代の転入・移住を政策として掲げ、実績を積み上げてこられました。

このような政策が功を奏し、子育て世帯の転入、特に未就学児の転入が多くなり、2020年（令和2年）度に、舟橋村に初めて待機児童が発生しました。

このとき、村当局は、保護者に年度末までの育休の延長を要請し、Y M C Aふなはしこども園に保育士を派遣しました。そして、新たな保育施設を10月から整備し、令和3年3月30日、ふなはしすきっぷ園が完成し、2021年（令和3年）4月、待機児童は解消しました。

ふなはしすきっぷ園園舎は、木造平屋建て約165平方メートル、2つの保育室とキッチン、トイレがあります。工事費、6,765万円。

村当局は、2022年春にすきっぷ園とことり園を統合し新保育園を開設し、最大250人程度まで受け入れる体制を整えました。

古越村長は竣工式で、子どもたちが健やかで笑顔となる施設にしたいと挨拶されました。このとき、吉田生活環境課長は、令和4年4月以降の新保育園開設後は、待機児童の発生は考えられないと話されています。

しかし、令和3年10月に既に令和4年度の待機児童の発生が予測されたため、11月にY M C Aふなはしこども園とふなはしすきっぷ園の2保育園と会議を開き、児童の定数を増やすように依頼されました。しかし、保育士が不足しており、これ以上児童を受け入れられない。保育士の採用に全力を尽くすと言われ、新聞紙上などで保育士募集の広告などもされましたが、保育士不足は解消されませんでした。

有効な解決策は村長から示されないまま時間が過ぎていきました。これは、村長の資質に関わると言えます。村民と職員を惑わせたことになると、私は思っています。

このため保護者に不安と不信感が高まり、質問状が提出され、3月11日、村の保育園担当者と意見交換会が持たれました。

保護者の要求は、お金や村外の広域圏の保育所入所ではなく、求職中の人も含めて、舟橋村の保育園に入園を希望する全ての児童を舟橋村の保育園で受け入れてほしいということです。

しかし、このときも古越村長の待機児童に対する明確な方針が示されませんでした。

役場当局はそれには答えず、保育士の採用次第で1人でも2人でも受け入れたいという説明に終始され、意見の乖離が顕著になりました。

そのため意見交換会に参加された方からは、リラフォートや賃貸住宅にお住いの方は、この村で家は建てたくないと言われる方もいます。せっかく意見交換会が開かれても、よい方向に向かっていていると感じた人はほとんどいないでしょうねとの意見が聞かれました。5月末日現在で、リラフォートは3軒空き家になっています。

今年度は待機児童は回避される見込みになりましたが、古越村長は、このような、村では家を建てたくない。若い世代に不安を与えたことなどに対する責任をどのように感じておられるか、お伺いしたいと思います。

そしてまた、待機児童に対する方針を明言しなかった理由も聞かせたいと思います。

職員と村民を惑わせたことになり、その辺を明確に本日伺いたいと思います。

今後舟橋村は待機児童ゼロを子育て支援の一丁目一番地として政策に掲げ、子育て世代の転入促進の柱にさせていただくことを提案します。村長のご意見をお聞かせください。

質問の2番目。

以下の数字は令和4年度の出生数と予定者です。令和4年12月までに19人の赤ちゃんの誕生が予定されています。

この数字から見えてくる待機児童発生の可能性の観点から、現時点での待機児童の予測と分析されることがあれば教えていただきたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森 弘秋君） 村長 古越邦男君。

○村長（古越邦男君） 加藤議員の待機児童の発生についてのご質問にお答えをさせていただきます。

平成24年から令和3年の各年4月1日基準日での0歳児は、平均で26.6人となっております。また、0歳児での預け入れは、平成28年度15人、平成29年度9人、平成30年度19人、令和元年度18人、令和2年度は24人希望されまして、そのうち、育児休業延長に同意していただけたのは9人でした。令和元年までは0歳児での保育希望率は平均約60%で推移しておりましたが、令和2年以降は約80%と上昇しております。

令和3年度中の出生者は転入者を含めると51人と、過去10年平均のほぼ倍の人数

となりまして、保育希望率も高まっているため受け入れることができませんでした。そのため、令和2年度同様の育児休業延長の要請を行ったところでございます。

受入れできない一番の理由は、保育士の不足だと考えております。それで、令和2年度のように、村で保育士を採用し派遣することについて提案いたしましたが、両園からのよい返事をいただけませんでした。

一方、議員ご要望の第3の保育所の提案も承知しております。役場の保育士資格を持つ職員もおりますが、今は行政職の職に就いております。もし保育士をする場合は、残された業務の振り分けの問題が発生します。また、コロナ禍での保育は不安との声もありました。保育士を退職された方に声をかけましても、実際にご協力いただけるかは不透明であります。長い間保育業務に携わっていないとブランクを感じ、ついていけないと聞いたこともございます。また、最大の理由は保育の質の問題であります。それらを考慮し、現実的ではないと、この考えに至りました。

両園におきまして、民間の保育士採用サイトも活用していただいて、保育士の確保に努めていただきたいと思います。採用決定時にかかる必要経費等についての補助を行うなど、今後は保育を希望される全ての方のお子さんを預かれるように努めてまいりますので、議員のご理解を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

続きまして、来年度も待機児童は発生するかのご質問でございます。

令和4年度の4月から12月までの9か月で、出生者は19名です。3月末までには25名から26名と想定しております。これに転入者を加えて30人程度の出生者だとすれば、0歳児での保育を希望する方が8割だと仮定しても、24人となります。1園当たり12人は受入れ可能と両園から了解を得ておりますので、2園で24人の受入れは可能と考えております。

したがって、来年度の0歳児の待機児童は発生しないと思われれます。ただ、今現在の見込み数でありますので、今後も転入される方などを注視していきたいと考えております。

今後は、子どもの保護者、こども園・すきっぷ園の両園長、主任児童委員、子育て支援センターの代表者と役場関係者による舟橋村子ども・子育て会議を設置し、開催することを検討しております。そこでの要望等をお聞きし、早めに対処する場を設けてまいりますので、議員のご理解を賜りますようよろしくお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（森 弘秋君） 加藤智恵子君。

○3番（加藤智恵子君） 今ほど、来年度の待機児童の発生は予測されないだろうということで、少し安心しているところです。

それで、今伺いたいことは、去年の春、すきっぷ園が新しくできたときに、令和4年度4月からの方針が吉田課長さんから、もちろん村の方針として出されたことは、もう待機児童の発生はないだろうと話されていました。

そしたら、去年の10月にもう既に待機児童が発生することが予測され、担当職員が動いていたのですが、そのときには、普通だったら、今までの成果では、たくさん子どもが転入してくるということでうれしい悲鳴に変わるはずだと私は思っていたんです。それが何で育休の延長要請になったのかが分かりません。

そして、育休延長することによって、弊害もやっぱりあるわけですよ。例えば、去年の7月に出産して今年の6月から職場復帰するつもりだった。それをなおかつ1年延期してほしいと言われた方もありますよね。そしたら、職場にしても、やっぱりその方が1年たって職場復帰してこられたら、次に昇進とかいろんなことを考えていたりすることもあるわけです。

それがちょっと1年間保留となると、育休から2年後に出ていったときに、果たしてその方の、そういうキャリア形成のためのいいポジションというか、そういうのが残ってなくて、何というのかな、適当にきちっとした配属にならない確率もあるということを知っています。

それと、8万円村は出しますが、生活設計、お金も入ってこないということで金銭的に苦しくなり、児童虐待が増えるとも言われています。その辺がちゃんと頭にあったのかどうなのか。

それと、もう一度伺いますが、なぜ10月から分かっている、うれしい悲鳴として子どもたちを預かることに何で考えが及ばなかったのか。そこら辺が……。

今できたじゃないですか。ということは、何でそれをしなかったのか。その辺を含めて答弁お願いしたいと思います。

○議長（森 弘秋君） 村長 古越邦男君。

○村長（古越邦男君） 加藤議員の再質問にお答えいたします。

昨年10月というお話がありましたが、今できるからと、昨年なぜできなかったかということなんです、昨年にもやったことはやっていますので、できることはそのとき

にやっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（森 弘秋君） 加藤智恵子君。

○3番（加藤智恵子君） ありがとうございます。

私が質問しているのは、この向こうにたくさんの保護者の方がおられるということな
んですよね。だから、私が納得するというよりも、舟橋村は待機児童を出さない。そし
て、そのとき、やれることをやっていた。そしたら、1人でも2人でもではなくて、全
員が入れるようにするための対応というのはどのようにされたのでしょうか。そして、
村長は、担当者だけに任せて、それでいいと思っておられたのか。

もう一度伺いますけども、村長のはっきりした方針が出なかったことにより、村人も
不安になり、100万やら50万円の助成金が出ても、舟橋村には家を建てたくない
まで言って、リラフォートから出ていかれた方もあって聞いています。

そこら辺の責任、その辺、今の対応、今できることが、本当に1人でも2人でもでは
なくて、全員希望される人は受け入れるという方針があったのに、ではなぜ、どこで変
わっていったのか教えてほしいと思うのと、あと、来年は、取りあえずは大丈夫だと。
ところが、出生数というのは分からないので、この先、じゃ原則としてどっちにも流れ
ることがあるというふうに考えてもいいんでしょうか。

すみません、私の取り方が、さっきの村長さんの答弁ではちょっと理解しにくかった
ので、もう一度お願いします。

○議長（森 弘秋君） 村長 古越邦男君。

○村長（古越邦男君） 再々質問にお答えいたします。

そのときそのときの指示をしております。それと、来年の待機児童についてはないも
のと私は思っております。

以上でございます。

○議長（森 弘秋君） 加藤智恵子君。

○3番（加藤智恵子君） すみません、もう一度確認させてください。

これは、2年前にもう待機児童問題ができたときに、次の子どもを出産するかどうか
で悩まれた方もたくさんあるって聞いています。今、答弁を伺っていると、そのとき
によって数が少なければ預かるし、そうでなければ預かれないから、またお金で解決し
ようとか、そういうふうに捉えていいんでしょうか。

そうすると、今1人目、2人目、次出産を計画している人たちにも、とても影響力と

いうのは大きいと思うんですよ。

だから、もう絶対、何があっても必ず村の子は村で面倒を見ますというふうにやっぱり方針をしっかり立ててほしいというのが若い子育て世代の希望であり、次の子どもを産むかどうかにすごく影響すると思うんですね。その辺、もう一度答弁をお願いします。

○議長（森 弘秋君） 村長 古越邦男君。

○村長（古越邦男君） 再質問にお答えいたします。

村で生まれた子どもさんは村で預かる。これは基本でございますので、そうさせていただきたいと思えます。

○議長（森 弘秋君） ここで、暫時休憩いたします。休憩は11時20分までといたします。

午前11時11分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（森 弘秋君） ただいまの出席議員数は6人です。定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

7番 前原英石君。

○7番（前原英石君） 前原です。よろしくお願いいたします。

今定例会に質問しておりますのは、地域防災拠点の整備についてということでございます。早速質問に入らせていただきます。

富山県の梅雨入りもすぐそこまで来ていますが、5月31日に那覇市など沖縄本島南部では、豪雨により55万人以上に避難指示が出されました。また、6月7日には宮城県名取市で大雨による土砂災害のおそれがあるとして一部の地域に避難指示が出されるなど、近年、気候変動の影響により大雨や地震などの自然災害が増加しています。

災害の性質も、線状降水帯の発生によるゲリラ豪雨が増加し、災害級の雨が短時間に集中して降るなど変化してきております。災害に対する備えもスピード感を持って進める必要があると考えています。

そのような中で、全国至るところで災害時の拠点づくりが急がれています。村の防災については現在、小中学校の体育館や舟橋会館をメインとして防災訓練が実施されてい

ますが、ハザードマップを見ると、これらの拠点は低い地域にあり、細川や京坪川といった河川のすぐ近くにあるため、河川の氾濫が起こった場合は、そこに向かうのも非常に危険な行動になってしまいます。特に子どもや高齢者にとっては、避難所に向かうことは容易なものではないと思います。

そこで、村の最も南に位置する高平メモリアル常願寺スポーツパークは、2016年に総合型地域スポーツ施設として整備され、その後、村と災害時避難所に関する協定を締結し、村の中で最も高地にある避難所として機能しております。

この施設では現在、飲食・物品販売事業の計画もスタートしており、既存のスポーツ施設の機能とも併せて、村の発展に寄与していくことが期待できると思っております。

また、これまで懸案であった白岩川沿いにあるふなはし荘入所者の避難についても、当クラブ所有のバスにより迅速な避難行動が期待できることから、災害発生が予想される場合の早期避難も可能になると考えております。

しかしながら、現時点では、サッカー場とクラブハウス、駐車場といった施設がメインであるため、村の多くの方を収容する避難所としては規模が小さく、不十分な面が課題となって残っております。

今後は、当施設に体育館等の屋内施設や防災倉庫が整備されれば、多目的・広域的な防災拠点を持つ地域住民のコミュニティ施設として発展が大きく期待されるところであります。

そこで、村の防災拠点となり得る当施設について、村としてどのように協力・支援をしていく考えであるのかお伺いします。

現在の施設は、先ほど申し上げたとおり、現時点では手狭で、多くの村民が避難するには十分な施設、そして設備を有しておりません。現在施設の北側に事業範囲を拡大する計画が新聞等で報道されておりますが、防災メニューを活用した社会資本整備総合交付金事業や防災・安全交付金など補助金を活用することで自己負担を抑え、村が望む施設整備を行うことも可能になると考えます。

また、村の基金についても、現在約8億円の積立てがあると聞きます。基金は住民の税金であり、活用せずに積み立てることが正しい使い方ではないと思います。新型コロナウイルス感染症が流行している現在では、それに対する国からの交付金も交付されていたり、交付税の額もかなり増額されていることから、基金の有効活用も積極的に行うべきであると考えます。

村の小中学校や庁舎などの施設は増改築や耐震化も完了しており、今後しばらくは施設面の整備に大きな予算が必要ないことから、防災拠点としての施設の整備に力を入れるべきだと考えます。

また、村長の提案理由説明の中で医療機関の開業について説明しておられましたが、今年1月5日の北日本新聞に常願寺スポーツパークについて大きく書かれており、そこには「「無医村」状態解決に協力」とも書かれておりました。この記事については、村内外から反響も大きく、期待する意見が多くありました。

常願寺スポーツパークの周辺にその医療機関を誘致できれば、防災拠点としての価値が高まるとともに、住民の期待に大きく応えることができると考えます。

国、県では現在、広域的な危機管理について協議されていると聞いていますが、まず舟橋村としてできることを最優先に進めていくべきと考えます。

この施設が完成すれば、運動施設及び緑地等は近隣の住居エリアから近く、なおかつ広い敷地を確保できることから、救援活動のベースキャンプ地として位置づけ、活動部隊の駐留拠点となり得る。2つ目として、既存の人工芝サッカー場及び駐車場は、防災活動の支援スペース、物資等の搬送集配スペース及びヘリポートとなる。3つ目、計画されている屋内施設は耐震性の高い施設であり、隣接する高平メモリアル常願寺スポーツパークと連携できること。4つ目として、屋内施設や運動施設を活用し、総合型スポーツクラブと連携しながら、今後急速に進むであろう部活動の地域移行の拠点としての役割も期待できること。5つ目、現在進行中の医療機関がその周辺に開業されれば、防災拠点としての価値が上がるとともに、村長の公約の実現と住民期待に応えられる拠点となり、村民の安心と安全、そして生命を守ることが格段に高まることと思います。

以上のような効果が期待できることから、それぞれに対して、どのように考えられるか。

村では、今後早急にクラブと連携し協議会を立ち上げ、各課横断した形で有効な補助事業の活用や施設の運営等について協議していく必要があると思います。

高所の避難所がない村の防災拠点の整備、積立額が増加している基金の活用方法、各課横断した協議会の設置など、私が質問したことについて、項目ごとに、抽象的ではなく、住民に分かりやすい表現で、村長の答弁を期待します。

○議長（森 弘秋君） 村長 古越邦男君。

○村長（古越邦男君） 7番前原議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘の一般社団法人常願寺川公園スポーツクラブは、舟橋村の南部に位置し、人口芝のグラウンドやクラブハウス等の貸出しや各種スポーツ教室を実施しております。

そのクラブでは現在、敷地内に地元の農産物を販売するスペースと店内での食事が可能なスペースを合わせた、木造平屋建ての飲食販売施設の建設が計画されております。クラブでは以前より、所在地である東芦原地区の農家等とも連携を図り、農産物の販売や試食等を行っており、予想以上の盛況ぶりと聞いております。そのため、村といたしても、村内農家の販路先として、各種団体と連携の上、協力してまいりたいと考えております。

次に、施設整備でございますが、スポーツクラブとは防災協定を締結しており、既存のグラウンドについては、有事の際にはヘリの離発着が可能です。施設の位置している東芦原地内は、村内では他の地域よりも浸水の可能性が低いこともあり、議員ご指摘のふなはし荘や避難に時間を要する方の避難にバスを利用すること等も含めて、協議を重ねてまいりたいと考えております。

次に、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金による施設整備等についてであります。

社会資本整備総合交付金は、道路やまちづくりに関しての交付金であり、その中でも防災・減災に資するものに重点的に配分されるのが防災・安全交付金となります。既存のクラブを含めたエリアに、防災等に資する施設整備等を行うと仮定した場合、都市公園や防災公園としての整備自体は交付金の対象となっており、交付金を活用できれば事業展開も可能であると考えられます。

しかしながら、交付の要件では、避難者数や面積等が規模の大きいものが対象になっているほか、交付条件の整理や確認が必要な点も多くございます。その際には、まず担当者等の段階での意見交換会等を行いながら、行く行くは協議会のような形も視野に検討してまいりたいと思っております。

最後になりますが、無医村に関してであります。

提案理由説明でも述べさせていただきましたが、富山市に在住しておられる医師の方が舟橋村で開業したいというお話をいただき、実際にお会いしたところでございます。

現在交渉中ではありますが、常願寺川公園スポーツクラブ側も無医村解消に向けて意欲を示していただいているという記事を拝見し、大変心強く感じているところであり、引

き続き互いに協力し、情報を共有しながら取り組んでまいりたいと思っております。

最後に、基金についてであります。

当面、大規模な施設整備は想定しておりません。議員ご指摘の防災施設の整備、あるいは無医村解消に向けた取組に対し、基金を利用することも検討してまいります。

しかしながら、少子高齢化の進展等、社会情勢の変化も予想されることから、安定した行財政運営とのバランスを見ながら判断していくことが必要だと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしく願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（森 弘秋君） 前原英石君。

○7番（前原英石君） 今ほどは前向きな答弁をいただきまして、本当にありがとうございます。

そこで、もう少し危機感を持ってもらうというような意味で少しお話しさせていただきますが、自民党舟橋支部ではこれまでに、京坪川、そして細川などのしゅんせつについての要望を続けてきております。ただ、今年、竹内の清竹橋の下流2か所、のり面が崩壊していると。その原因は何かというと、川底から打たれている矢板が機能していない。そこで、今まで四、五メートルだったという話ですが、10メートルの矢板に打ち替えて整備していくと。それは2か年計画で行っていくというような話で聞いております。

当然、矢板が崩れれば、越水じゃなくて氾濫にもつながりかねない。そういう箇所というのは、舟橋村にも、ほかにも何か所も見受けられると思います。のり面が崩れてきているなど。

今回、その2か所、そのような工事をして、改修してもらうことはとてもありがたいことですが、もし大きな雨が来ると、現在のその場所でさえ水でのり面が流されて、氾濫を起こしかねない。

そういうようなことが想定される中で、もっとスピード感を持った形での計画を立てていただきたいというふうに思います。

それによって農地も、影響も当然出てくる。いろんなことを考えながら……。

やってもらえる気持ちはありがたいんですけども、きちっとした時期、いつ頃、そういう目標というものを提示していただきたいと思うわけですけども、その点について村長はどうお考えでしょうか。

○議長（森 弘秋君） 村長 古越邦男君。

○村長（古越邦男君） 前原議員さんの再質問にお答えします。

防災面については大変重要なことですので、スピード感を持ってこの件については対応してまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただければというふうに思います。

○議長（森 弘秋君） 1番 古川元規君。

○1番（古川元規君） 1番古川元規です。私からは、通告どおり2点について質問をさせていただきます。

まず、舟橋村の今後の人口ビジョンについて質問をさせていただきます。

2021年から2025年までを想定の範囲としました舟橋村の第2期総合戦略の中では、2030年までは5年間で20世帯（40人）の転入数を目標と掲げておられます。

一方、東芦原において、先ほど竹島議員の質問にもございましたが、26区画の新しい団地の開発が決定されました。先ほど資料を再確認したところ、全部で28区画、そのうち1区画がため池になっていて、もう一つが公園ということで、住居としては26区画になっていたかなというふうに思います。

まだこの団地のほかに、幾つか新しい住宅の建設も予定されていることを聞いております。既に令和4年、この現在において、令和7年度までの目標数を超える転入数が予定されるのではないかとというふうに思います。

第2期総合戦略及び第2期の人口ビジョンにおきまして、第1期総合戦略の検証において、第1期総合戦略の目標値であった5年で40世帯の4倍を超える実績として、5年で172世帯を達成したと誇らしげに記載をされております。

しかし、過ぎたるは及ばざるがごとしでありまして、急激な人口増加によって待機児童の問題をはじめとして、公共インフラや公共サービスなどの整備が追いつかないという現状が、現実生まれております。

まず、目標値を超えたからよしとするこれまでの考え方について、どのように思われるのか。また、それを踏まえまして、宅地の増が続いているこの現状について、どのように考えておられるのか。またさらに、今後どのように対応を取っていくおつもりなのか、村長の考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

続きまして、2点目、これもちょっと関連しているんですけども、農地転用に伴う宅地や施設の開発についてであります。

先ほども挙げました東芦原での団地の開発も含めまして、優良な農地が転用されて宅地や施設が開発される。そのような事例が最近少なくありません。

第5次総合計画の中でも基本目標で優良農地の保全がうたわれているにもかかわらず、作付が困難であったりして事実上の休耕田となっているような農地はそのままの状態、優良農地が開発されているというのは、総合計画に反しているのではないかなというふうに思われます。

また、先ほど前原議員の質問にもありました、スポーツ施設を拡張して防災拠点にするというような予定も聞いております。この予定自体に反対するわけではないんですけれども、事実として貴重な農地が失われていくことについて、農業者のほうから不安の声も上がっております。

地権者との話だけではなく、耕作者も巻き込んだ上で、関係者全ての利益につながるよう開発を進めていかなければ、同じく総合計画で掲げられている担い手の育成ということについても反する形になっているのではないかなというふうに考えます。

先ほどは、そのような転用を許可しているのは村ではなくて農業委員会だという、そういうようなお話もありましたけれども、農地といたしましても、やはり開発者と地権者との間で合意された内容について、耕作者がそこに反対するというのはなかなか難しいことですし、さらには、耕作者が同意した、判こを持った書類、そういう提出されたものを農業委員会で、それはできないとストップをかけるというのも、なかなか現実的には難しいと。こういう、農業委員会そのものが、残念ながら形骸化されてしまっているという現状があります。

村としては、村のためになるとの思いからもちろん開発を認めているという部分かとは思いますが、やはり優良農地の保全や担い手の育成を掲げる村としましては、関係者全ての利益を損なわないように配慮するというのも村の責任ではないかなというふうに考えます。

農地転用の現状と、また今後の進め方について、村長のお考え、方針等をお聞きできればというふうに思います。

よろしく申し上げます。

○議長（森 弘秋君） 村長 古越邦男君。

○村長（古越邦男君） 1番古川議員さんの人口ビジョンに関するご質問にお答えをいたします。

舟橋村の人口政策は、1980年代前半に出生者の減少が続き、一桁台になったことで、学校経営に支障が出たり、村勢に影響を及ぼす可能性が出てまいりました。

そこで、開発等が行えない市街化調整区域からの除外運動が始まり、当時の村長が8年をかけて陳情され、富山高岡広域都市計画区域の市街化調整区域から立山舟橋都市計画区域に編入となり、実質の除外となりました。そこから、平成元年には村主導による宅地造成が始まり、売れ行きが好調だったことから、民間による宅地開発が現在まで続く結果となっております。

舟橋村は富山市からも近く、通勤や通学に便利であることや、舟橋会館や図書館、デイサービスや特別養護老人ホームといった施設や上下水道、道路、学校、保育所等の社会インフラ整備も進んだことから、20年間で人口が倍増する結果となっております。

現在の舟橋村は、「子育ての村・舟橋」を全国に発信し、村の人口構造を維持するため移住・定住の促進を図り、出生率向上も目標にし、人口増・子育て施策を重点的に行ってまいりました。

議員ご指摘のとおり、その結果は第1期総合戦略の成果として明記されておまして、5年間における子育て世帯の転入は、目標40世帯に対しまして172世帯と、目標は達成しております。しかし、あまりにも多くの世帯が同時に来ていただいたため、保育関係の施設を2園体制にしても容量が足りず、大変ご迷惑をおかけしたところでございます。

しかし、今後も緩やかな人口増は、村として必要なことと認識しております。令和3年から7年にかけての総合戦略で明記しており、子育て世帯の転入は5年間で20世帯、出生者数は5年間で150人の目標に向けて村づくりを進めてまいります。

これからも住民満足度を上げるために、令和3年に作成しました総合計画でうたっている、10年後に目指すべき理想の姿である「新たな魅力をつくり 小さな村に笑顔がやく ふなはし」が早く実現できるよう全力で取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

また、目標値を超えるということはどうかということでもございましたので、目標値を超えることはよいことではございますが、あまりにも大幅な増は多方面に影響を及ぼすことで、よくないというふうに考えております。

続きまして、農地転用を伴う宅地や施設の開発についてのご質問にお答えをいたします。

農地を転用して宅地や施設等の開発を行う際には、農地法による都道府県知事の許可が必要になります。農地転用許可制度では、優良農地を確保するため、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導するとともに、具体的な転用目的を有しない投機目的、資産保有目的での農地の取得は認めないこととしております。

農地の区分では、集団農地や土地改良事業対象農地等の第1種農地は原則不許可であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地、市街地として発展する可能性のある区域内の農地は第2種農地に分類され、原則不許可ですが、原則許可される市街地にある区域内の第3種農地で立地が困難な場合には、第2種農地でも許可される場合がございます。

農地転用をする場合は、まず対象となる農地が第何種農地であるかを確認し、土地改良区の意見書や隣接耕作者、自治会長等の同意書等の必要書類を添付し、村の農業委員会を経由し、県に申請する流れになります。農地転用の許可は、第3種農地であれば、農業上の利用に支障がなければ原則許可されるものであり、村長が許可に関わることはございません。

東芦原地区の宅地造成の件は、第3種農地に該当するものでした。ただ、開発業者との協議の中で、村の現状を理解していただいて、当初の計画から縮小して26区画となった経緯がございます。

村が発展するためには、都市的整備がなされた区域内にある第3種農地を転用して開発することが基本であり、村の優良農地が減少することは避けて通れない問題があります。また、最近の米価の下落や担い手の高齢化などにより、農地を手放したいと考える農家も増えていることも事実であります。

昨年度に担い手農家の方9名及び東和宮農組合に面談を行いました。また、7つの地区で地区ごとにアンケートを取り、それぞれ5年後や10年後の農業についてお聞きしました。その結果を基に、村としては、未整備田が残る村内の2地区ではほ場整備に向けた協議を継続していくほか、若手農家や営農組合が今後も継続して農業に取り組めるように農地の集積化をサポートしていきたいと考えております。

令和5年から始まる人・農地プラン作成についても、役場当局として積極的に関与させていただき、農業者が安心して農業を継続できる環境づくりと村の発展につながる農地転用とのバランスが保てるよう、関係機関と協議を進めてまいりたいと考えております。

すので、議員のご理解とご協力のほどをよろしくお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（森 弘秋君） 古川元規君。

○1番（古川元規君） 今ほどはご答弁ありがとうございます。

まず、人口ビジョンについてなんですけれども、増え過ぎるのはよくないというお話はいただきました。ただ、よくないなら、じゃどうするのかというところをお聞きしたいわけでありまして、今後も急激な増加にならない程度の緩やかな増加のために全力で取り組むというお話でありましたが、このままいくと、あんまり今までと変わらない急激な増加のペースなのかなと思われるので、だから、そうならないように、じゃ今後どのように取り組んでいくのかというお話を聞きたいというところでもあります。

5年で20世帯というのは、既にそのペースを超えているように思われるので、その点について、再度お聞きしたいというふうに思います。

2点目、農地転用に伴う宅地開発の件についてなんですけれども、いろんな思惑があって、いろんな取組もある。それはもちろん分かるんですけれども、では実際この耕作者への配慮というところをどのようにお考えなのか。ここを再度明確にお示しいただければなというふうに思います。

よろしく申し上げます。

○議長（森 弘秋君） 村長 古越邦男君。

○村長（古越邦男君） 古川議員さんの再質問にお答えをいたします。

どうするのかというご質問でございます。

当然、開発ということになりますと、十二分に開発業者さんのお話を伺いながら対応していくということになりますので、その点で考えて、十二分な対応を考えていきたいというふうに思っております。

あと、耕作者への配慮ということでございます。

当然、耕作されている方には、やはり営農ということでございますので、大変ご迷惑のかかるお話にもなるわけでございますが、転用ということになりますと、どうしても耕作者の方がつくれなくなるというところもありますので、そこら辺りは十二分にお話をさせていただければというふうに思いますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（森 弘秋君） 古川元規君。

○1番（古川元規君） では、今これ以上聞いても恐らく具体的なところが出てこないのかなと思いますので、最後、意見とさせていただきますけれども、総合戦略というのはやはりこの村の持続的な発展のためにあるはずですので、この戦略を掲げられたのであれば、その目標を超え過ぎない程度に、足りないのはもちろんよくないんですけれども、そこに軟着陸するように目指してほしいですし、そのような政策を掲げて実行して行ってほしいというふうに思います。

先ほど、例えば空き家の活用をしていくべきだけれども、なかなかできないみたいなお話もありました。空き家バンクがゼロだから、空き家活用ができない。

そういう受け身の姿勢ではなくて、じゃどうしたら空き家を活用できるように、そのように空き家バンクの登録をしていただけるのかとか、そのような働きかけ、そのような方法を考えて、どんどん提案して行っていただきたいということでございます。

開発業者の話聞きながらということもありましたが、聞くだけではなくて、こちらから、その辺の農地は3反田ばかりで、あんまり潰してほしくないんだと。こういうところもあるよとか、そういうような話。もちろんされている部分もあると思うんですけども、具体的にそのように方針などを、今後、どおりではなくて、少しでも変えて行っていただきたいというふうに思います。

続きまして2点目につきまして、農業政策全体で言えることなのかもしれないので、これはまた次の機会にとは思うんですけども、やはりこれまで、例えば降雪で倒壊した農業ハウスの再建補助など災害対策などがありましたけれども、今やっている農業政策というのは、担い手育成という面で言えば、あまり十分ではないのかなというふうに思っています。

いろいろよく例に出される、昨年やって、今年も予定されている朝市とかがありますけれども、農業者にとって、じゃあれで所得が増えるかといったら、正直、むしろ負担のほうが大きいぐらいで、農業者支援というよりも、あれは消費者、住民向けのイメージアップのイベントかなと思います。

ただ、ちょっと話が飛んであれなんですけど、農家の方からは、昔は高額な農業機械を購入するのに補助があって、それが助かったとか、その復活を望む声というのもよく聞きます。

ただ、これからの時代は、やっぱり今までみたいな使い方は難しいと思うんですけれ

ども、現状のところ、農業を基幹産業にというような思い、その村長が掲げられた思いがなかなかこの政策に反映されているように見えないというところがございます。

集積を進めていくんだというところも、もっともっと、具体的な政策が見えないというところがありますので、その辺をぜひ今後示していただければというふうに思います。

優良農地と担い手を守り育て、そして産業として成り立つようにバックアップできるような政策をぜひお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（森 弘秋君） 村長 古越邦男君。

○村長（古越邦男君） 今、古川議員がおっしゃいました農業施策につきましては、バックアップをなるべくできるように取り組んでまいります。

また、農業者の方々との話し合いをもっとやりながら、どのような形が望ましいのかということも十二分に含めて農業政策に取り組んでまいりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（森 弘秋君） 以上をもって一般質問並びに質疑を終わります。

（議案の常任委員会付託）

○議長（森 弘秋君） 次に、ただいま議題となっております議案第15号から議案第18号までは、お手元に配付してあります付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

陳 情 に つ い て

○議長（森 弘秋君） 次に、日程第2 陳情についてを議題とします。

（陳情の常任委員会付託）

○議長（森 弘秋君） 本定例会において受理した陳情1件は、お手元に配付してあります付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

散 会 の 宣 告

○議長（森 弘秋君） 以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

午後 0時01分 散会